

業務報酬の目安

分類

区分	業務項目 工事規模 (主な内容と可能性) 大きく3つのタイプ	工事の分類		
		改装のみ	一部改修	増築
		間仕切壁の撤去がない規模 ※面積は変わらない	構造体も改修する場合あり ※面積は変わらない	増築に伴う改修を含む ※面積が変わる
床・壁・天井・建具等の仕上げ 部分のやり替え等 (意匠的なもの)	構造上の強度の再検討必要および設備機器の能力、各種配管の検討(取替え・接続必要の場合あり)	既存部分において左欄の検討および増改築部分のすべて(基礎・外壁・屋根・解体の発生)		

住宅のリフォーム工事の相談・調査等に関する業務報酬の目安

①	面接相談	10,000円/1時間(事務所に来訪を条件)
	現地目視調査	(標準) 50,000円～
	現地調査・建物調査	測量が必要な場合は別途 100,000円～ 敷地調査・立地法的条件調査は新築と同等とする。 *地盤調査、建築劣化診断、建築設備調査、劣化診断、耐震診断など別途積算による
	ニーズに対する 与条件の整理	(最低) 50,000円～ 与条件の整理とは、建築専門家のニーズに対応した提案をいう。 ニーズにより異なり、事前に予算の提示が望まれる。 この業務はリフォームの相談業務の範囲

住宅のリフォーム工事の設計・工事監理等に関する業務報酬の目安

②	現況図作成 ↑ 改修・増築の 見積に必要	(標準) 30,000円 作成が必要の場合のみ	(標準) 50,000円 リフォーム部分(解体等関連部分を含む)の現況図作成分 《建築確認申請が必要となる規模・内容の場合》 建築確認申請上必要なリフォームの対象外部分および別棟等の現況図作成の業務については調査・作図とも別途費用	
	アドバイス ・資料提供 (予算書提供は別途)	(標準) 150,000円～ (上記の額の業務内容) 打合せ(2回) 基本プラン作成 2人・日	(標準) 200,000円～ (上記の額の業務内容) 打合せ(4回) 基本設計図作成 3人・日	
	建築確認申請	/	適用なし 注)耐震改修については必要となることあり 《申請手続き費用は→》	適用あり 状況・構造・規模などにより、その都度算出する
	実施図面作成	スケッチ等 50,000円～ 原則は、特に作成しない 無料打合せ資料 基本計画図等の利用	(標準) 150,000円～ 改修部位によりますが、標準では、平面・立面・断面図・仕上表、その他(必要に応じて設備図・構造図等=費用別途)を作成	(標準) 250,000円～ 規模、既設との関係によりますが、標準では、平面・立面・断面・展開図・仕上表、その他(必要に応じて設備図・構造図等=費用別途)作成
	工事監理	(標準) 50,000円/回 ただし、回数が多くなる工事監理の場合は国土交通省告示第15号による		

住宅の新築工事の設計・工事監理及び他社工事の検査に関する業務報酬の目安

③	新築の設計・工事監理	国土交通省告示第15号による	
④	工事の検査 (他の設計・施工による工事の検査) (※新築・リフォーム共)	(標準) 50,000円～ 完了後検査のみ (※報告書作成含む)	(標準) 250,000円～ 軽微な構造体の検査(基礎部分・軸組検査)は1回以上 中間時の確認として1回以上(設備・下地・断熱材等) 完了後検査1回(※報告書作成含む) 必要に応じ検査に出向いた場合 50,000円/回にて精算

◆ 補足事項

- この表の左側項目に示した業務の組合せにて、およその内容と業務報酬を知ることができます。
- この業務における相談とは、リフォームに対して、建築士がもつ技術的なことに関する相談とします。
- リフォーム工事はそれぞれが特殊事情を持っており、この表の業務の組合せに当てはまらない場合もあります。
→その場合は、相談の段階でリフォームの希望内容・条件をできるだけ建築士と打合せしてください。
- 各業務における報酬額はあくまで標準の額であり、建築士は依頼主との話し合い等で、弾力的に設定できます。
また、業務の内容(図面の枚数、打合せ回数、検査・監理の回数等)についても同様に設定できます。
→建築士免許取得後の経験年数により、標準額を5年未満は×0.8、15年以上は×1.2として頂くことがあります。
- その他は国土交通省告示第15号に基づくものとします。
- 別途、消費税がかかります。